

大口町、大口町商工会及び名古屋経済大学の連携に関する協定書

大口町、大口町商工会及び学校法人市邨学園名古屋経済大学の三者（以下「三者」という。）は、相互の連携強化に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、これまで三者が育んできた相互の交流を一層強固なものとし、より緊密に連携、協力することによって、地域の諸課題の解決に取り組み、地域社会の持続的な発展と、未来の地域を支える人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 三者は、前条の目的を達成するために、相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、次の事項について連携し、協力して実施するものとする。

- （1）地域の活性化、まちづくりの推進に関すること
- （2）地域産業、地域経済の発展に関すること
- （3）教育、文化の振興及び福祉の増進に関すること
- （4）その他三者が必要と認めた事項

2 前項各号に掲げる事業の具体的な実施内容、それぞれの役割等については、三者協議のうえ決定するものとする。

3 第1項各号に掲げる事業を効果的に実施するため、三者は定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、三者いずれからも書面による異議がないときは、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 本協定は、解約を希望する日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、解約することができる。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行が困難であると認める特別の事情が生じたときは、三者協議のうえ、本協定を変更し、又は解除することができる。

（守秘義務等）

第5条 三者は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方の秘密をみだりに漏らしてはならない。本協定の終了後においても同様とする。

2 三者は、本協定の締結及び実施において知り得た個人情報について、本契約の目的の範囲内で使用するものとし、他の目的に利用し、又は第三者に提供

等してはならない。本協定の終了後においても同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、三者協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、三者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年5月10日

丹羽郡大口町

大口町長

鈴木雅博

大口町商工会

会長

舟橋浩司

学校法人市邨学園名古屋経済大学

学長

佐分晴夫